

平成 30 年度

第 1 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 4 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 会長専決処分（職員の異動）の承認について

議案 2 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 3 農用地利用集積計画（平成 30 年 5 月 1 日公告）の決定及び
農用地配分計画原案の承認について

議案 4 農地法第 4 条の規定による許可について

議案 5 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 6 非農地証明について

議案 7 平成 30 年度標準農作業料金の決定について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸		○
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

長岡推進委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥	○	
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二	○	
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二	○		(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平	○	
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人	○		出張所長	森末 博雄	○	
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成30年度第1回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は13番 明賀委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。1番入田会長代理と2番植木委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議 長：それでは、議案第1号「会長専決事項（職員の異動）について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

（局長（本庁）：（つぎの議案説明資料にて説明 以下 略）
別紙「職員の異動について」H30.4.1より説明

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員 農業委員会法等の改正により業務が増えているのに、本庁事務局の体制が、昨年より1名少ない体制のままでよいのか。

事務局長：来年度の人事にむけて取り組んでいきます。

議 長：そのほかりませんか。

（なしの声あり）

議 長：それでは、「会長専決事項について」を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手多数 決定されました。

（全事務局職員から自己紹介）

議 長：それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
それでは受付番号54番から59番の6件について事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）

議案の訂正：受付番号の重複があり、56番が二つある。白根加奈さんの件56番を57番に、次の57番を58番に、58番を59番に訂正します。

現地調査の結果、受付番号58番 比和町三河内宇山3196番 畑 133㎡

受付番号58番 比和町三河内宇山3232番 畑 314㎡

以上2筆取り下げ、よって受付番号58番地積合計8212.61㎡から

7765.61㎡に、契約後の予定耕作面積を19110.61㎡から18663.61㎡
に訂正

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号54番から59番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

（なしの声あり）

議 長：ないようですので受付番号 54 番から 59 番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 30 年 3 月期の申
出分については、別紙 「平成 30 年 5 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契
約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する「農地中間管理事業に係る農用地配
分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のと
おり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委
員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 25 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 25

位 置 等：説明資料の 3 ページに記載

転用事由：車庫
資金計画：全額自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外申請中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

議長：それでは受付番号25について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員決定されました。

議長：つづきまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号44から46番について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号44

位置等：説明資料の4ページ、5ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：設備認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号45

位置等：説明資料の4ページ、6ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：設備認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号46

位置等：説明資料の4ページ、7ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：設備認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」
受付番号44番から46番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議長：ないようですので受付番号44番から46番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第6号「非農地証明について」を上程します。
受付番号51は現地調査の結果、取下げとなりましたので、受付番号49から50、52から57の8件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号49

位置等：説明資料の8ページに記載
潰廃事由：平成元年頃から耕作不便なため耕作をやめ植林現在に至る。
現地確認：現地は木が生え農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号50

位置等：説明資料の4ページ、9ページに記載
潰廃事由：昭和63年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。
現地確認：笹が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号52

位置等：説明資料の4ページと10ページに記載
潰廃事由：平成元年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。
現地確認：笹、葛が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号53

位置等：説明資料の12ページから14ページに記載
潰廃事由：平成5年頃から耕作をやめ現在に至る。
現地確認：現地は山となり、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号54

位置等：説明資料の15ページと16ページに記載
潰廃事由：40年位前から墓地として利用していた。相続を受け判明した。
現地確認：墓地が設定されており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号55

位置等：説明資料の17ページと18ページに記載
潰廃事由：昭和50年頃、宅地の造成を行い現在に至る。
現地確認：宅地となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号56

位置等：説明資料の19ページから21ページに記載
潰廃事由：昭和59年頃、宅地の造成を行い現在に至る。
現地確認：宅地、庭となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 57

位置等：説明資料の 22 ページと 23 ページに記載

潰廃事由：平成 5 年頃から牛舎の拡張が行われ現在に至る。

現地確認：牛舎が建ち農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

9 番森兼委員 受付番号 53 番について補足説明をします。平成 5 年以前の前農業委員の時代からのこと
であります。耕作に向けて相続人等と協議を続けていきましたが、不慮の事故等で中々耕作に結びつかず
借りる方もいなかったため現在は何処が農地か判らないような状況となっている。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 49 から 50、52 から 57 の 8 件を一括で採択したいと思います。これ
にご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 49 から 50、52 から 57 の 8 件について、申請のとおり証明する
ことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 6 号「標準農作業料金の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(係長 (本庁)：(つぎの議案説明資料にて説明 以下 略)
別紙「平成 30 年度 標準農作業料金等 (案)」により説明

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

6 番木村委員 参考資料についている三次、安芸高田には草刈単価が記載されておるが、庄原地域では
記載がない、地域では、草刈単価のことで困ることが多いように思う。

議 長：それは草刈料金を設定したほうがよいと思われるのか。

6 番木村委員 地域や個人、法人の違いによりばらばらだろうから調査をよくして設定に向けて研究し
てみたらどうでしょうか。

議 長：それでは草刈料金の設定については、研究課題としてこの 1 年の継続課題とさせていただきます。

議 長：そのほか意見等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。
「標準農作業料金の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手多数決定されました。

議 長：竹森委員さんなにかご意見がありますか。

竹森委員：設定された料金で委託を行うと赤字になってしまうがそのような料金設定でよいのかと疑問に思っています。

議 長：今年は多数で決定いたしましたので案のとおり据置で設定させていただいて、今後、意見等を踏まえて検討していくということによろしいでしょうか。

委員の中にも頼む立場、頼まれる立場の両方あると思いますのでそれぞれの立場で意見をいただきたいと思います。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

3月6日 広島県農地中間管理事業評価委員会 出席

3月8～9日 全国女性農業委員活動シンポジウム 青才さんより報告願う

3月16日 広島県農業会議所常設審議委員会 出席

同日 広島県女性農業委員ウーマンネットヒロシマ研修会 金本さんより報告願う

3月19日 会長・事務局長会議 出席

3月28日 広島県農業会議総会 出席

庄原市食育推進会議の報告を松長さんより報告願う。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：三吉委員さんなにかありませんか。

7番三吉委員：先ほどの草刈料金については、手元におかず継続して審議し1年後には示せるようにしたら、地域で相談されたときに大変助かります。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時51分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成30年4月5日

議長
(道下和子) _____

1番委員
(入田正義) _____

2番委員
(植木登夫) _____